

資 料

4 市税の概要

(1) 税目別概要

① 個人市民税

区 分		内 容		
納 税 義 務 者		①市内に住所を有する個人(均等割・所得割) ②市内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で市内に住所を有しない者(均等割)		
課 税 方 式		賦課課税方式(市が税額を計算、確定) ※賦課期日:1月1日		
課 税 標 準		(所得割) 前年中の総所得金額等		
税 率	均等割	市民税	(参考)県民税	(参考)合計
		3,500円	2,000円	5,500円
	所得割	<総合課税分>		
		市民税	(参考)県民税	(参考)合計
6%		4%	10%	
※所得割の額＝課税総所得金額等×上記の税率 ※課税総所得金額等＝総所得金額等－所得控除				
所 得 控 除	雑 損 控 除	次のうち、いずれか多い方の金額 ①(損失額－保険等の補填額)－(総所得金額等×1/10) ②災害関連支出の金額－5万円		
	医 療 費 控 除	次のうち、いずれか少ない方の金額【最高 200万円】 ①(支払医療費－保険等の補填額)－(総所得金額等×5%) ②(支払医療費－保険等の補填額)－10万円 もしくは、(特定一般用医薬品等購入費の額－保険等の補填額)－1万2千円【最高 8万8千円】(セルフメディケーション税制)		
	社 会 保 険 料 控 除	支払った金額		
	小規模企業共済等掛金控除	支払った金額		
	生 命 保 険 料 控 除	最高7万円(個人年金保険料及び介護医療保険料を含む)		
	地 震 保 険 料 控 除	最高2.5万円		
	障 害 者 控 除	1人につき26万円(特別障害者:1人につき30万円) ※控除対象配偶者・扶養親族が同居特別障害者の場合には53万円		
	寡 婦 控 除	26万円		
	ひ と り 親 控 除	30万円		
	勤 労 学 生 控 除	26万円		
	配 偶 者 控 除	前年の合計所得金額が900万円以下 33万円(老人控除対象配偶者:38万円) 前年の合計所得金額が900万円を超え950万円以下 22万円(老人控除対象配偶者:26万円) 前年の合計所得金額が950万円を超え1,000万円以下 11万円(老人控除対象配偶者:13万円)		
	配 偶 者 特 別 控 除	最高33万円		
	扶 養 控 除	33万円(特定扶養親族:45万円、老人扶養親族:38万円、同居老親等扶養親族:45万円)		
	基 礎 控 除	前年の合計所得金額が2,400万円以下:43万円 前年の合計所得金額が2,400万円を超え2,450万円以下:29万円 前年の合計所得金額が2,450万円を超え2,500万円以下:15万円 ※2,500万円超えは控除適用なし		
申 告 期 限	①市民税の申告又は所得税の確定申告		3月15日	
	②給与支払報告書、公的年金等支払報告書		1月31日	
納 期	①普通徴収		1期:6月15日～6月30日 2期:9月15日～9月30日 3期:12月15日～12月28日 4期:2月15日～2月末日	
	②特別徴収		原則、特別徴収義務者が徴収した月の翌月10日まで	

② 法人市民税

区 分		内 容																			
納 税 義 務 者		①市内に事務所又は事業所を有する法人(均等割・法人税割) ②市内に寮、宿泊所、クラブその他これらに類する施設を有する法人で市内に事務所又は事業所を有しないもの(均等割) ③法人課税信託の引受けを行うことにより法人税を課される個人で市内に事務所又は事業所を有するもの(法人税割) ④市内に事務所又は事業所を有する法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、収益事業を行うもの又は法人課税信託の引受けを行うもの(均等割・法人税割)																			
課 税 方 式		申告納付																			
課 税 標 準		① 連 結 申 告 法 人 以 外 の 法 人 :法人税額 ② 連 結 申 告 法 人 :個別帰属法人税額																			
税 率		均等割	<table><tr><th>資本金等の額</th><th>従業者数50人超</th><th>従業者数50人以下</th></tr><tr><td>50億円超</td><td>300万円</td><td rowspan="2">41万円</td></tr><tr><td>10億円超50億円以下</td><td>175万円</td></tr><tr><td>1億円超10億円以下</td><td>40万円</td><td>16万円</td></tr><tr><td>1千万円超1億円以下</td><td>15万円</td><td>13万円</td></tr><tr><td>1千万円以下</td><td>12万円</td><td>5万円</td></tr></table> ※1千万円以下で従業者数50人以下には人格のない社団等も含む。		資本金等の額	従業者数50人超	従業者数50人以下	50億円超	300万円	41万円	10億円超50億円以下	175万円	1億円超10億円以下	40万円	16万円	1千万円超1億円以下	15万円	13万円	1千万円以下	12万円	5万円
資本金等の額	従業者数50人超	従業者数50人以下																			
50億円超	300万円	41万円																			
10億円超50億円以下	175万円																				
1億円超10億円以下	40万円	16万円																			
1千万円超1億円以下	15万円	13万円																			
1千万円以下	12万円	5万円																			
		法人税割	資本金等の額が1億円超の法人 課税標準額×8.4% 資本金等の額が1億円以下の法人 課税標準額×6.0%																		
申 告 期 限		法人税の申告期限まで																			
納 期		法人市民税の申告のとき																			

③ 固定資産税、都市計画税及び国有資産等所在地市町村交付金

区 分	固 定 資 産 税	都 市 計 画 税	国有資産等所在 市町村交付金																
課 税 客 体	固定資産 ①土地 ②家屋 ③償却資産 ・構築物 ・機械及び装置 ・船舶 ・航空機 ・車両及び運搬具 ・工具、器具及び備品	市街化区域内等に所在 する土地及び家屋	国、地方公共団体 所有の固定資産																
納 税 義 務 者	固定資産の所有者	土地・家屋の所有者	国、地方公共団体																
課 税 方 式	賦課課税方式 ※賦課期日：1月1日																		
課 税 標 準 率	課税標準額×1.4/100 (免税点) ①土地 300,000円 ②家屋 200,000円 ③償却資産 1,500,000円	課税標準額×0.3/100 ・ 旧一宮町区域内(18～22年度) 課税標準額×0.2/100 ・ 旧御津町区域内(19～20年度) 課税標準額×0.2/100 ・ 旧御津町区域内(21年度) 課税標準額×0.25/100	算定標準額×1.4/100 ※算定標準額＝法で特 別の定めのあるものを除 き、前年の3月31日現在 において国有資産台帳 等に記載された価格																
申 告 期 限	償却資産の申告 1月31日																		
納 期	<table><tr><td>1期</td><td>5月15日～5月31日</td></tr><tr><td>2期</td><td>7月15日～7月31日</td></tr><tr><td>3期</td><td>10月15日～10月31日</td></tr><tr><td>4期</td><td>1月15日～1月31日</td></tr></table>	1期	5月15日～5月31日	2期	7月15日～7月31日	3期	10月15日～10月31日	4期	1月15日～1月31日	<table><tr><td>1期</td><td>5月15日～5月31日</td></tr><tr><td>2期</td><td>7月15日～7月31日</td></tr><tr><td>3期</td><td>10月15日～10月31日</td></tr><tr><td>4期</td><td>1月15日～1月31日</td></tr></table> ※ 固定資産税と併せて賦課徴収 するため、固定資産税と同様	1期	5月15日～5月31日	2期	7月15日～7月31日	3期	10月15日～10月31日	4期	1月15日～1月31日	
1期	5月15日～5月31日																		
2期	7月15日～7月31日																		
3期	10月15日～10月31日																		
4期	1月15日～1月31日																		
1期	5月15日～5月31日																		
2期	7月15日～7月31日																		
3期	10月15日～10月31日																		
4期	1月15日～1月31日																		

④ 軽自動車税

税制改正により、令和元年10月1日以降に取得する軽自動車の自動車取得税が廃止され、軽自動車税（環境性能割）が導入されることに伴い、これまでの軽自動車税は軽自動車税（種別割）に名称が変更。

ア. 種別割

区 分		内 容			
課 税 客 体		原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車、二輪の小型自動車			
納 税 義 務 者		軽自動車等(主たる定置場が市内のもの)の所有者			
課 税 方 式		賦課課税方式 ※賦課期日:4月1日			
課 税 標 準 率	区 分		税率(年額)		
	原動機付自転車 (125cc以下)	総排気量50cc以下		2,000円	
		総排気量50cc超～90cc以下		2,000円	
		総排気量90cc超～125cc以下		2,400円	
		ミニカー		3,700円	
	軽自動車 (660cc以下)	二輪(側車付きを含む) (125cc超250cc以下)		3,600円	
		三輪	現行税率	3,900円	
			旧税率	3,100円	
			重課税率	4,600円	
			75%軽課	1,000円	
		四輪以上	乗用	現行税率	6,900円
				旧税率	5,500円
				重課税率	8,200円
				75%軽課	1,800円
				50%軽課	3,500円
貨物用			25%軽課	5,200円	
	自家用		現行税率	10,800円	
			旧税率	7,200円	
			重課税率	12,900円	
	営業用		75%軽課	2,700円	
現行税率		3,800円			
自家用	旧税率	3,000円			
	重課税率	4,500円			
75%軽課	1,000円				
	小型特殊自動車	農耕作業用		2,400円	
その他(フォークリフトなど)		5,900円			
二輪の小型自動車(250cc超)		6,000円			
納 期	5月15日～5月31日				

イ. 環境性能割

令和元年10月1日以後、新車・中古車を問わず取得した車両（取得価格が50万円を超える車両に限る。）が対象。軽自動車税（環境性能割）は、当分の間、都道府県が賦課徴収を行う。

軽自動車（三輪以上）の車種区分		税率（％）
電気軽自動車及び天然ガス軽自動車（平成30年規制適合車または平成21年規制からNO _x （窒素酸化物）10％低減）	自家用	非課税
	営業用	非課税
平成30年排出ガス基準50％低減達成車又は平成17年排出ガス基準75％低減達成車かつ令和12年度燃費基準75％達成車（令和2年度燃費基準達成車に限る）	自家用	非課税
	営業用	非課税
平成30年排出ガス基準50％低減達成車又は平成17年排出ガス基準75％低減達成車かつ令和12年度燃費基準60％達成車（令和2年度燃費基準達成車に限る）	自家用	1.0％
	営業用	0.5％
平成30年排出ガス基準50％低減達成車又は平成17年排出ガス基準75％低減達成車かつ令和12年度燃費基準55％達成車（令和2年度燃費基準達成車に限る）	自家用	2.0％
	営業用	1.0％
上記以外の軽自動車	自家用	2.0％
	営業用	2.0％

⑤ 市たばこ税

区 分	内 容																				
課 税 客 体	売渡し等に係る製造たばこ																				
納 税 義 務 者	製造たばこにつき、小売販売業者若しくは消費者等に売渡し、又は消費等をする製造たばこの製造者、特定販売業者及び卸売販売業者																				
課 税 標 準	売渡し等に係る製造たばこの本数																				
	紙巻たばこ等 売渡本数×6,552円／1,000本 加熱式たばこの本数換算 平成30年度の税制改正によって新たに設けられた区分で、たばこ又はたばこを含むものを燃焼せず、加熱(水その他の物品を加熱することによる加熱を含む。)して、たばこの成分を吸引により喫煙し得る状態に製造された製造たばこのことをいう(水パイプで喫煙するための製造たばこを除く。) 重量及び小売定価を基に、紙巻たばこの本数に換算する。 加熱式たばこ 1 箱の紙巻たばこの本数への換算値 = A + B + C A = 加熱式たばこ 1 箱当たりの重量 (紙巻、フィルター等の重量を含む) × 0.2 (※2) B = $\frac{\text{加熱式たばこ 1 箱当たりの重量 (紙巻、フィルター等の重量を除く)}}{0.4 \text{ g}} \times 0.5 \times 0.8$ (※3) C = $\frac{\text{加熱式たばこ 1 箱当たりの小売定価 (消費税抜き)}}{\text{紙巻たばこ 1 本当たりの平均小売価格 (※1)}} \times 0.5 \times 0.8$ (※3) ※1: 紙巻たばこ1本当たりの平均小売価格とは、紙巻たばこ1本当たりの国及び地方のたばこ税並びにたばこ特別税に相当する金額の合計額を100分の60で除して計算した金額。 ※2、3: 加熱式たばこの紙巻たばこの本数への換算方法の見直しについては、激変緩和等の観点から、平成30年10月1日から令和4年10月1日までにかけて段階的に行うこととされており、具体的には、上記計算式の※2、3に記載している率は、下表の期間に応じて次のとおりとなる。 <table><tr><th colspan="2"></th><th>※2の率</th><th>※3の率</th></tr><tr><td rowspan="5">経過措置</td><td>平成30年10月1日～(第1段階)</td><td>0.8</td><td>0.2</td></tr><tr><td>令和元年10月1日～(第2段階)</td><td>0.6</td><td>0.4</td></tr><tr><td>令和2年10月1日～(第3段階)</td><td>0.4</td><td>0.6</td></tr><tr><td>令和3年10月1日～(第4段階)</td><td>0.2</td><td>0.8</td></tr><tr><td>令和4年10月1日～(第5段階)</td><td>—</td><td>1.0</td></tr></table>			※2の率	※3の率	経過措置	平成30年10月1日～(第1段階)	0.8	0.2	令和元年10月1日～(第2段階)	0.6	0.4	令和2年10月1日～(第3段階)	0.4	0.6	令和3年10月1日～(第4段階)	0.2	0.8	令和4年10月1日～(第5段階)	—	1.0
		※2の率	※3の率																		
経過措置	平成30年10月1日～(第1段階)	0.8	0.2																		
	令和元年10月1日～(第2段階)	0.6	0.4																		
	令和2年10月1日～(第3段階)	0.4	0.6																		
	令和3年10月1日～(第4段階)	0.2	0.8																		
	令和4年10月1日～(第5段階)	—	1.0																		
申 告 期 限 納	販売月の翌月末日までに申告納付																				

⑥ 特別土地保有税（平成 15 年度より課税停止）

区 分	内 容
課 税 客 体	土地
納 税 義 務 者	土地の所有者及び取得者
課 税 標 準 率	①5,000㎡以上の土地の保有に対して 課税標準額×1.4／100 ②5,000㎡以上の土地の取得に対して 課税標準額×3.0／100
申 告 期 限 期	①1月1日において基準面積以上の土地を所有するもの その年の5月31日 ②1月1日前1年以内に基準面積以上の土地を取得したもの その年の2月末日 ③7月1日前1年以内に基準面積以上の土地を取得したもの その年の8月31日

⑦ 入湯税

区 分	内 容
課 税 客 体	鉱泉浴場における入湯行為
納 税 義 務 者	入湯客
課 税 標 準 率	1人1日につき150円
申 告 期 限 期	特別徴収義務者（鉱泉浴場の経営者等）が徴収月の翌月15日までに申告納付